

なるおほいくしよ
鳴尾保育所重要事項説明書

令和6年4月1日現在



鳴尾保育所
西宮市笠屋町19番1号
電話：0798-41-0754

1 事業者

事業者の名称	西宮市
代表者名	西宮市長 石井 登志郎
事業者の所在地	西宮市六湛寺町10番3号

2. 保育所の概要

名称	鳴尾保育所
所在地	西宮市笠屋町19番1号
電話番号	0798-41-0754
事業認可年月日	昭和28年8月1日
施設長名	保育所長 佐藤有希子
沿革	昭和28年8月 西宮市立保育所として開所する（定員60名） 昭和49年5月 全面改築（共同利用鳴尾センター併設） 定員100名 昭和50年4月 定員120名に変更する 平成26年3月 耐震・大規模改修

3. 施設の概要

敷地面積	1,302.47㎡
建物	鉄筋コンクリート造
施設の内容	乳児室1 ほふく室1 保育室5 調理室1 事務室1 倉庫1 便所3



4. 保育所の方針

【保育の理念】 共に育てよう 未来かがやく子どもたちを
～ 保育所から地域へ ～

～ 地域の子育てパートナー ～
みんな “わ” になれ 笑顔かがやく なるおっこ

【基本方針】

1. 一人一人の乳幼児の最善の利益を優先して保育に取り組み、保育を通してその福祉を積極的に増進するように努めます。
2. 養護と教育が一体となった保育を通して一人一人の子供の健やかな育ちを支えます。
3. 関係機関との連携を図り、家庭・地域の子育てを支援します。

【保育の目標】

安心できる環境を整え、自分で決定する力・生きる力を育む。

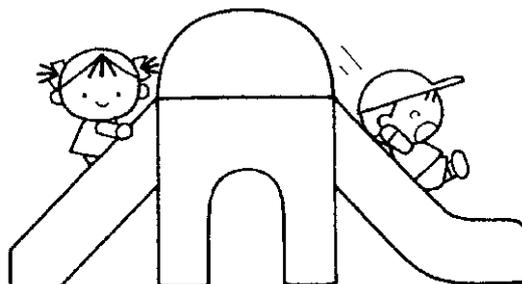
5. 定員及び児童数（令和6年4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
利用定員	6	15	20	79			120
児童数	6	20	20	25	25	27	123

6. 職員体制（令和6年4月1日現在）

保育所長	1人
副保育所長	1人
保育士	35人（常勤21人、非常勤14人）
調理員	4人（常勤2人、非常勤2人）
嘱託医師	4人

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、員数は入所人数により変動することがある。



7. 提供する保育サービス

サービス名	有無	内 容
延長保育	○	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで。月額 3,000 円。 なお、延長保育には定員枠があります。
スポット延長保育	○	保護者の急な残業等、延長保育が必要であると認められる場合。 保育標準時間：午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで。日額 300 円 保育短時間：午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分及び午後 4 時 30 分 から午後 7 時 00 分まで。日額 500 円
あゆみ保育	○	障害のある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育する。
地域子育て支援事業	○	園庭開放、短期体験保育等

8. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
休所日	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、 1 月 1 日から 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日、その他市長が特別な理由があると認めるとき
開所時間	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
保育標準時間認定にかかるとかかる保育時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定にかかるとかかる保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（うち保育が必要と認められる時間）
延長保育時間	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉所日の場合は直前の閉所日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

9. 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開所することとしますが、子供を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておい

てください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

- 午前7時現在で「特別警報」が本市が発令された場合は「休所」とします。
また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休所」とします。
- 午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため
「家庭での保育」とします。
- 午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

- ・避難所へ避難している場合は、コドモンからの配信や園内掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休所とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。



10. 利用者負担

(1) 保育料

西宮市が定める保育料となります。「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償)

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退所の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

(2) 延長保育に係る利用者負担金 (※)

項 目	金 額
延長保育に係る時間外保育料	月額 3,000円
スポット延長に係る時間外保育料 (保育標準時間)	日額 300円 (月の上限額は3,000円)
スポット延長に係る時間外保育料 (保育短時間)	日額 500円 (月の上限額は3,000円)

(※)市民税の非課税世帯(ひとり親世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、免除とします。

(3) その他・実費相当徴収分

項番	項 目	金 額
①	3歳児クラス以上児に係る主食費	月額 1,000円
②	3歳児クラス以上に係る副食費	月額 4,500円
③	日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 240円

①・②同一月中において給食の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

①・②災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

②市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

③生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。



1 1. 保育所の日

時間帯	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
7:30	順次登所 遊び	順次登所 遊び	順次登所 遊び
9:30	牛乳・ミルク 必要にあわせて睡眠 遊び	牛乳 遊び	
11:00	食事 午睡	食事 午睡	食事 午睡（3・4歳児）
15:00	おやつ・遊び 順次降所	おやつ・遊び 順次降所	おやつ・遊び 順次降所
18:30	延長保育	延長保育	延長保育
19:00			

1 2. 保育所の年間行事

行事計画		保健衛生計画
4月	入所説明会	身体計測（年2回 ※2歳未満は毎月） 健診（小児科・眼科・耳鼻科・歯科） 視力検査（3～5歳児） 聴力検査（4・5歳児） 歯磨き指導（6月頃） 尿検査（3歳児以上） 砂場回虫卵検査 砂場熱処理（年1回）
5月	保育参加・参観・懇談会 世代間交流	
6月	保育参加・参観・懇談会	
7月	たなばたの集い プール遊び	
10月	運動会（2～5歳児） 世代間交流	
11月	クッキング保育 バス遠足（4・5歳児）	
12月	おたのしみ会	
1月	世代間交流 保育参加・参観・懇談会	
2月	節分の集い 保育参加・参観・懇談会	
3月	ひなまつりの集い、お別れ会、 保育証書授与式（5歳児）	
随時	たんじょうび会	
毎月	避難訓練、安全点検を実施します	

13. 各クラスの1年間

ひやうじん	<p>○初めての保育所生活なので、一対一での関わりを大切にしながら特定の保育士と信頼関係を築き、安定した生活が送れるようにします。</p> <p>○一人一人の欲求を満たし、体調に気をつけながら一日を心地よく過ごせるようにしていきます。</p> <p>○はいはいから歩行へ、ミルクから離乳食、幼児食へと心身共に大きく成長します。子供を中心に家庭と保育所が協力し合って温かく子供を支え、成長と一緒に喜びながら一年を過ごしていきたいと思います。</p>
shohjin	<p>○自分の思いを身振りや言葉で表そうとする時期です。子供たち一人一人とスキンシップをとったり、優しく言葉をかけたりする中で自分の思いが表せるようにしていきたいと思います。</p> <p>○月齢差がとても大きい時期なので、一人一人の発達に合わせて、自分でしようとする気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠衣服の着脱等）の芽生えを育てていきます。</p> <p>○安心して保育士の見守りのもとで、興味のあるところに行き遊んだり、一人遊びをじっくりと楽しんだりできるようにしていきます。</p>
ひやうじん	<p>○自己主張や自我の芽生えの時期です。「自分でしたい」という気持ちを大切にしながら、ほめたり励ましたりして「できた」という喜びや、「またやってみよう」という意欲が持てるようにしていきます。</p> <p>○個人差や発達に応じて、側で見守ったり丁寧に言葉や行動で知らせたりしながら、基本的な生活習慣（食事、睡眠、排泄、衣服の着脱、手洗い等）が身につくようにしていきます。</p> <p>○興味のある遊びを用意し、一人遊びが楽しめるようにする中でいろいろな遊びを通して友達への興味や関心が広がっていくようにしたいと思います。</p>
ぼんたん	<p>○いろいろな事に興味を持ち「自分でしてみよう」という気持ちにあふれている時期です。その気持ちを大切に、様々な経験ができるようにしていきます。その中で「友達や先生、保育所が大好き！」と毎日々楽しく過ごせるようにしていきたいと思います。</p> <p>○毎日の生活の中で、保育士が側で見守ったり、励ましたり、共に喜んだりしていくことで身の回りのことが自分でできるように援助していきます。</p> <p>○興味のある遊びを楽しむ中で、気の合う友達と関わって遊ぶことの楽しさが感じられるようにしていきたいと思います。また、関わりの中でそれぞれの気持ちを受け止めたり、一緒に相手に伝えたりして、保育士が仲立ちとなり自分の思いを表せるようにしていきたいと思います。</p>
きんたん	<p>○友達と一緒にいることが楽しくなり、関わりが深まっていく時期です。相手に親しみを持ち、優しい気持ちで関われる関係を作っていきます。</p> <p>○様々な場面で友達と思いを伝え合い、考える経験を重ねていくことで、約束を守る大切さに気付き、自分で考えて行動するように援助していきます。</p> <p>○身の回りのことを一つ一つ丁寧にしようとする気持ちを育てていきたいと思います。</p>
ひんたん	<p>○自分なりに目標を持っていろいろな遊びに挑戦する経験が持てるようにしていきます。取り組みの過程を大切に、達成感や自信が持てるようにしていきます。</p> <p>○身についた基本的な生活習慣を日々丁寧に、見通しを持って主体的に生活していけるように援助していきます。</p> <p>○友達の言葉に耳を傾け、折り合いをつけながら仲間と共に一つの目標を持って取り組んでいく楽しさを味わえるようにしていきたいと思います。また、仲間の中の一人として認めてもらうことで、自分への自信と友達への親しみや信頼感を高めていきたいと思います。</p>
調理師	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生面に気を配りながら安心安全な給食を提供します。 ・給食を食べる経験を通して、食習慣を身につけ、食事をする楽しさを感じてほしいと思います。また、食材に旬があることや栄養面などを伝え、食べることに興味を持てるように保育士と連携を取り合い、子供たちに伝えていきたいと思います。

※各保育室に【全体的な計画】も掲示していますのでご覧ください。

14. 給食について

保育所の子供の生活状況、栄養状況を把握・評価し、管理栄養士が保育所の「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

給食の方針	「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。 衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。
給食の提供について	保育の提供をする日は、給食の提供を行います。行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
食物アレルギー等への対応	医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

【保育所の給食】

離乳食は、お子様の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら、進めていきます。

	食種	内容	献立表	目安のクラス
離乳食	離乳初期	午前中に1回の食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳初期	0歳児クラス ⋮ ↓ 1,2歳児クラス ⋮ ↓ 3~5歳児クラス
	離乳中期		離乳中期	
	離乳後期	午前・午後に各1回食事を提供します。食事の他に、適宜ミルクを飲みます。	離乳後期	
	離乳完了期(移行期)	昼食とおやつ 牛乳：1日150ml(午前50ml 午後100ml)	未満児	
幼児食	1~2歳児食	満1歳を迎えてから未満児の献立に移行します。離乳完了期の食事は、お子様の状況に応じて形状等に配慮します。		
	3~5歳児食	昼食とおやつ 牛乳：1日150ml(午後に150ml)	3歳以上児	

毎月、事前に献立表を「コドモン」で配信します。お子様の1日の食事内容を考える際、保育所の給食（昼食とおやつ）の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登所させてください。

15. 健康について

(1) 登所時の健康観察について

- 登所時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- 保育中に子供のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

ます。

(2) 病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、子供自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育所を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育所に通っていることを伝え、集団生活が可能か必ず確認してから登所してください。

(3) 保育所での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

(4) 薬について

- ・保育所では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登所時に保育士にお知らせください。
- ・保育所では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【 アイリス CL1 ネオ 】

歯の保存液 【 ティースキーパーネオ 】

軟膏【ムヒ S】

アルコール消毒薬

(5) 感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登所する際には【登所可能証明書・登所届】(p11)を提出してください。(用紙は保育所にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。)
- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育所では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子供の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。
- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能か、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝かせる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③たばこをやめる

また、保育所では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子供の顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0・1歳児と入所間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・乳幼児体動モニターは満6か月を迎える月末まで使用する。
- ・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的を実施する。

(7) 災害共済給付制度について

子供たちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入所時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

(要保護児童(生活保護世帯)については保護者負担額が0円となります。)

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。



〔登所可能証明書・登所届〕

保護者様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮
いただいております。

保育所等での集団生活が可能なお状態に回復までされましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」を
ご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

①登所可能証明書
医師の証明が必要
麻疹（はしか）
インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症
風しん
水痘（みずぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
結核
咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
急性出血性結膜炎
髄膜炎菌性髄膜炎

②登所届
医師の診断に従い、 保護者の届けが必要
溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑（リンゴ病）
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症
帯状疱疹
突発性発疹

ご依頼

主治医様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

(保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届を
いただいております。)

✂切り取り✂

① 登所可能証明書 (医師の証明)

② 登所届 (医師の診断に従い、保護者の届け)

どちらかに○印を記入

施設長宛

児童名： _____ (生年月日 年 月 日)

病名： _____

集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能です。
園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。

年 月 日

医療機関名： _____

医師名 (①の場合のみ)： _____

保護者名 (②の場合のみ)： _____

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児にあつては、3日)経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10 日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。
風しん	発しん出現の7日前から7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

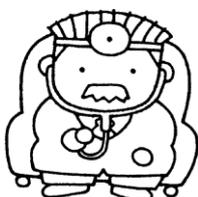
※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

<出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂版>



16. 地域との交流・子育て支援事業

○子供たちがいろいろな人との関わりを持つことを大事に保育しています。

- ・鳴尾東幼稚園・鳴尾東保育所との交流をしています。
- ・小学校との滑らかな接続を目的に鳴尾東小学校との交流をしています。
- ・地域の老人会の方との交流を、年間を通して計画的にしています。

○地域の在宅家庭の子育て支援をしています。

- ・スマイル短期体験をしています。
日程等については、市政ニュース等でお知らせしています。
- ・スマイルあそぼう会をしています。
毎週水曜日に園庭や保育室で子供たちと遊べるようにしています。(10時～12時)
- ・鳴尾児童館にて保育所長がスマイル子育て相談をしています。(年2回)

17. 実習生の受入れについて

次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、西宮市の規約に基づき実習生の受入れをしています。

18. トライやるウィークの受入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子供の社会体験の場を広げ社会性を育てる』『中学生をはじめ地域の人々に保育所や子供への理解を得る』とし、市内の中学2年生の生徒を5日間保育所で受け入れます。

19. 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子供の身体の安全を最優先させ、当保育所が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願いします。

20. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震津波」「不審者侵入」「風水害」とし、様々な時間帯に設定しています。

また、3階の鳴尾児童館と連携をとり、避難訓練を実施しております。

・「火災」の場合 第1避難場所は、笠屋南公園

第2避難場所は、鳴尾東公民館

住所 西宮市東鳴尾町1-9-1 電話 49-1300

・「地震津波」の場合 第1避難場所は、鳴尾センター（鳴尾児童館 電話 46-7496）

第2避難場所は、SOMP Oケア そんぼの家S武庫川

住所 西宮市笠屋町17-33 電話 40-8221

・「不審者侵入」については、設置している県警ホットラインを押すことで直接県警に連絡し、対応できるようにしています。

○安全計画について

保育所では「安全計画」(別紙)により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育所での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

○モニター付きインターホン

・保育所の通用門には安全管理のためにモニター付きインターホンを設置しています。御用のある方はインターホンをご利用ください。

・インターホンを鳴らしたら「クラスと名前」をお願いします。

・通用門は安全のために終日電気錠を設置しています。シークレットスイッチ（①スタート ②暗証番号 ③エンド）を押し、開錠してお入りください。また保育所から出られる時には1階テラス（西側の開錠ボタンを押してお帰りください）。

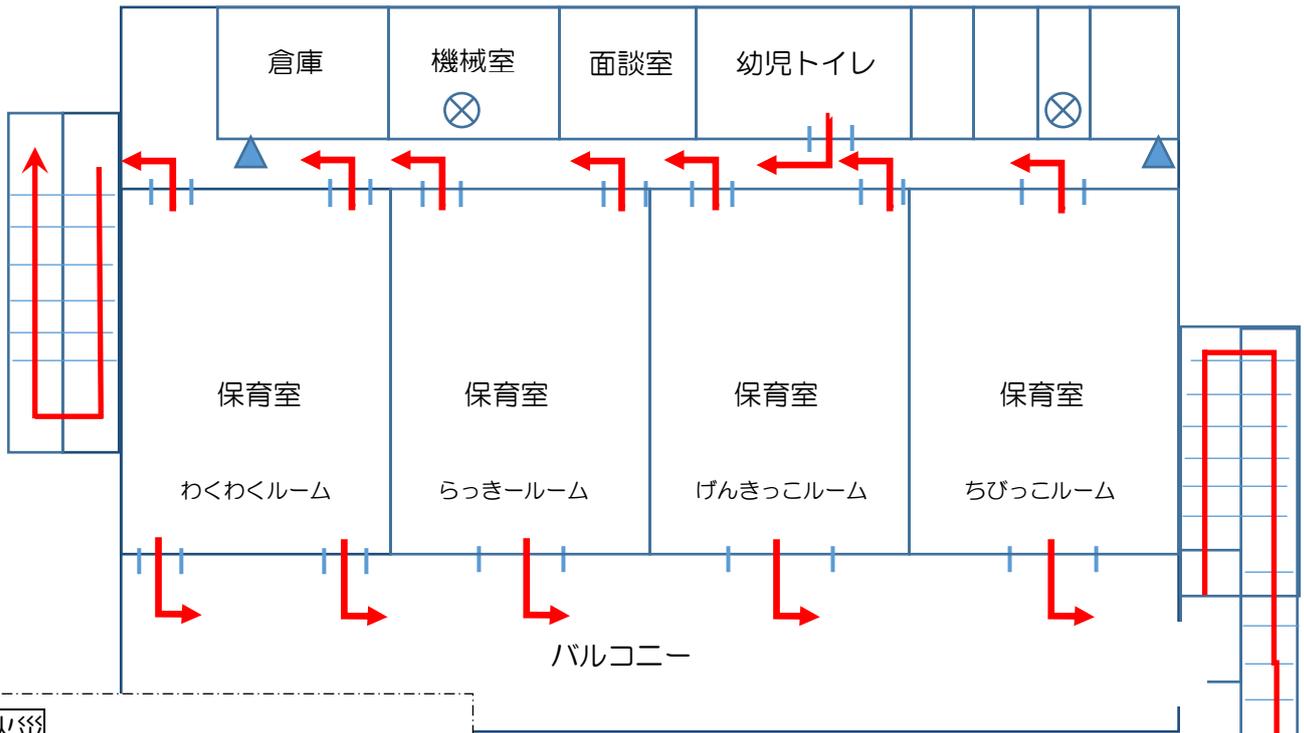
電気錠の暗証番号を子供に教えたり、電気錠を触らせたりしないでください。



○公立保育所では、緊急時に「コドモン」より情報配信を行いますので、ご加入をお願いします。詳しくは、『21. コドモン』を参照ください。

避難経路

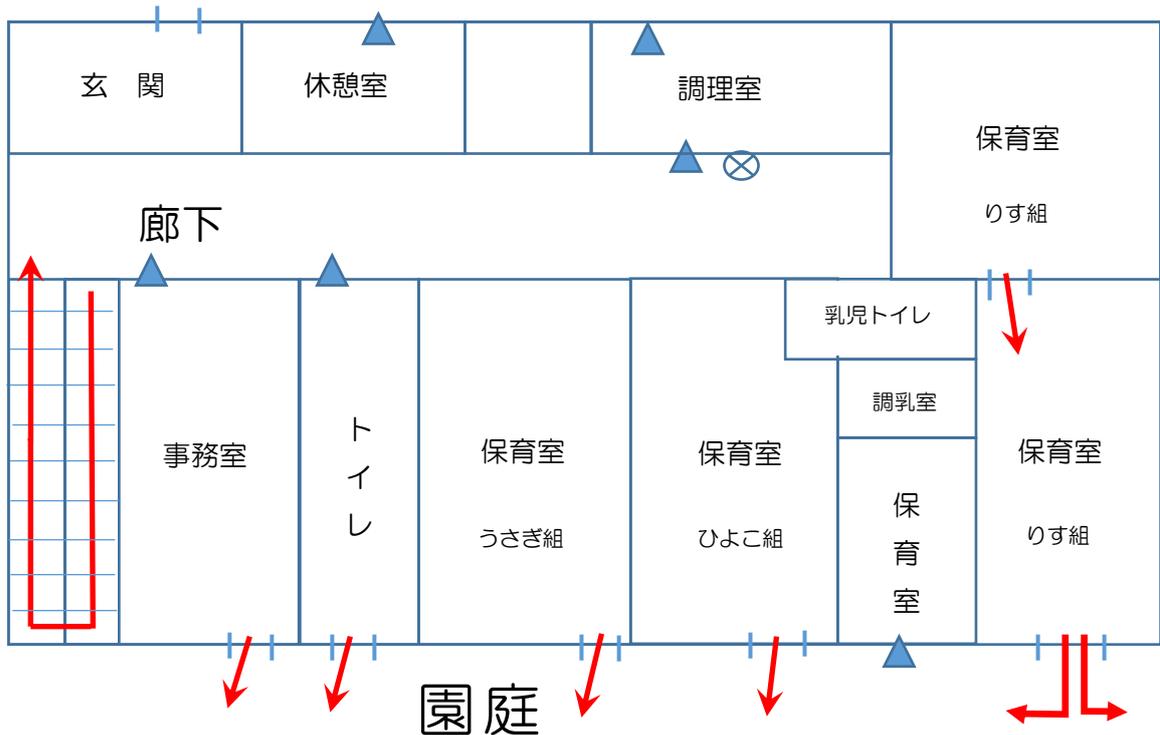
保育所2階



- 火災**
 第1 避難場所：笠屋南公園
 第2 避難場所：鳴尾東公民館
- 津波**
 第1 避難場所：鳴尾センター(児童館)
 第2 避難場所：SOMPO ケア
 そんぼの家 S 武庫川

- 非常ベル… ⊗
 消火器… ▲

保育所1階



園庭

※ 上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

2 1. コドモン

「コドモン」とは、連絡表や登降園管理、園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

お知らせ等を配信する場合とは、下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。登録方法の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※お知らせ等を配信する場合

- ①園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報
- ②保育所で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③運動会・遠足等が中止になる場合の連絡
- ④その他

2 2. 個人情報保護

保育所で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。園児の登降所記録や連絡帳、お知らせ配信、保育ドキュメンテーション、写真販売、保育の記録と計画、園児台帳等の管理のため、インターネット上のシステム「コドモン」を使用します。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

2 3. 関係機関との連携

子供の成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育所及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

2 4. 他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

また、就学に際しては子供の育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を保育所から就学先の小学校へ送付します。

2 5. 写真・ビデオ等の取扱いについて

保育所では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保育参加・参観については、お子様の保育所での様子を知っていただくと共に、保護者の方々にお子様と一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオ等についてはご遠慮いただいておりますが、運動会、保育証書授与式など保護者参加の行事で保育所が認めた場合は、行事の雰囲気や進行に支障のない範囲で撮影していただいております。

保護者の皆様におかれましては、保育所で撮影した写真やビデオ等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオ

に写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育所で購入された写真等の紛失については、保育所は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

26. 児童虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

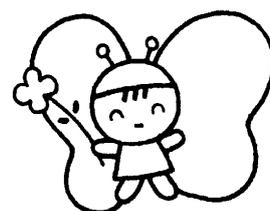
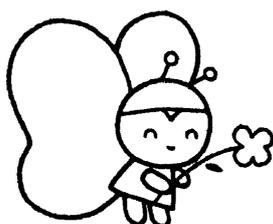
その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】 (児童虐待の防止等に関する法律で規定)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、保育所として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育所ではありません）。市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育所は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

- ・当保育所は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。



27. 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	災害共済
損害保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
給付内容	医療費、障害・死亡見舞金

※その他、市に対し法律上の賠償責任が生じる損害に対しては、全国市長会学校災害賠償保険に加入してい

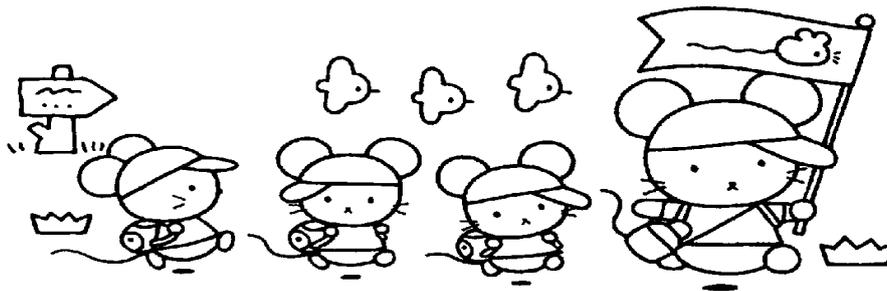
28. 情報公開制度

お子様のような保育に関する事など、気になることがあれば職員がお話をお伺いし説明させていただきます。いつでもお気軽に園へご相談ください。

また、市が保有している公文書の公開請求される時は、所定の請求書を総務課（情報公開・公文書担当）に提出してください。請求を受けた日から15日以内（理由のある場合は60日を限度としてその期間を延長）に公開・非公開を決定し通知します。詳細は本市HPをご確認ください。



西宮市 HP



29. ご意見・ご要望・苦情解決制度について

西宮市立保育所では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と保育所職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

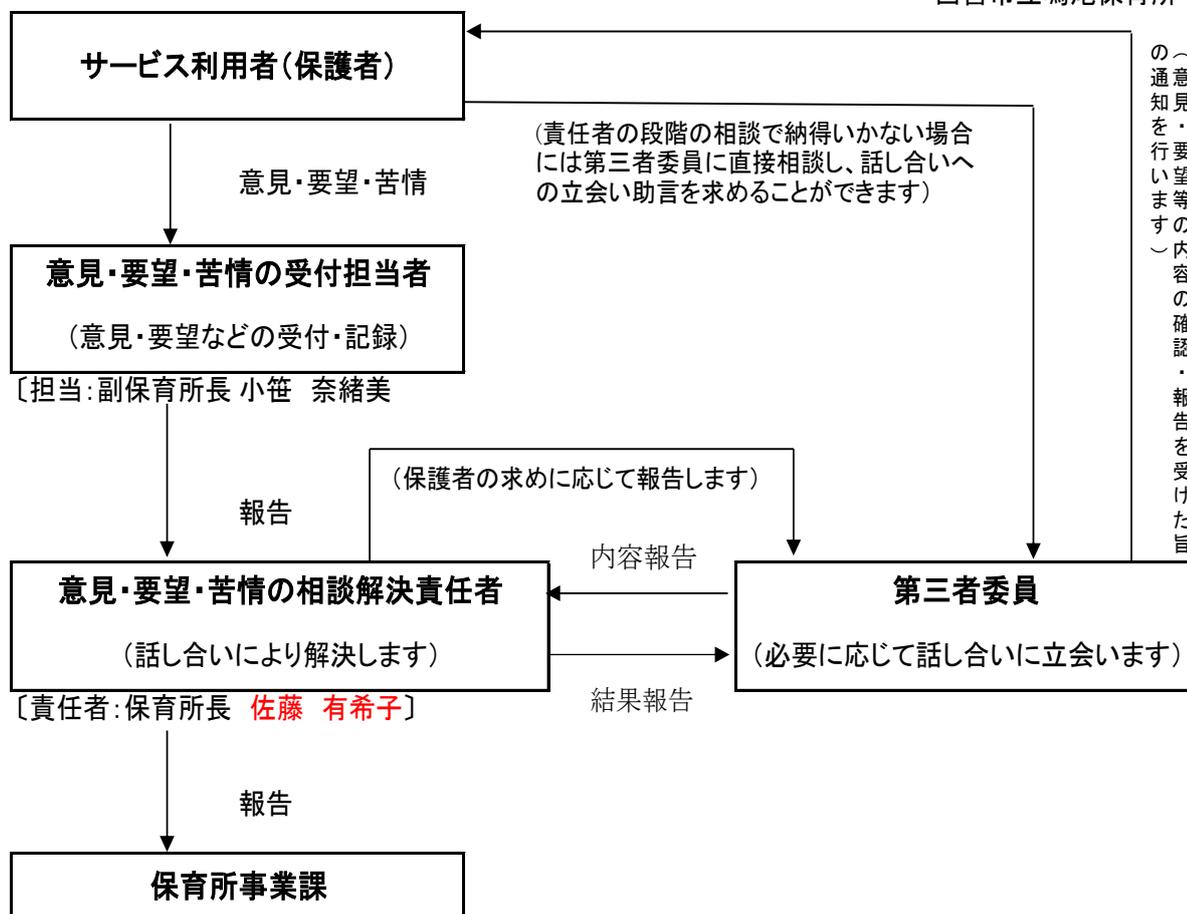
お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。
当保育所では、職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当保育所と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。

以下の表に第三者委員の名前、住所、電話番号を載せています。取り扱いには十分気を付けていただきますようお願いいたします。

ご意見・ご要望・苦情解決のための仕組みについて

西宮市立鳴尾保育所



※結果については口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。
 ※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることもできます。

(運営適正化委員会の連絡先:電話 078-(242)6868)

30. おねがい

- 登降所には緊急連絡表（裏面）に記入された定まった安全な経路を通りましょう。
- 感染予防のため登所時は親子で、お迎え時には保護者の方は手洗いをお願いします。
- 送迎時に保育士に声かけをお願いします。連絡表や掲示物もご覧ください。体調面等、個人連絡表へ記載するだけでなく口頭でもお知らせください。送迎者が保護者以外の場合は連絡をお願いします。
- 欠席や登所が遅くなる場合は遅くとも当日9時までに園へ連絡してください。欠席や遅刻は「コドモン」からご連絡できます。9時以降は電話でご連絡ください（詳細別紙）。子供の所在確認できない場合は電話連絡をします。保護者やその他の緊急連絡先に電話連絡してもつながらない時は、子供の安否確認のため、市の関係機関と情報を共有し、保育所や市職員等が家庭訪問することがあります。また、迎えの時間が変わる時は連絡をお願いします。
- 保育時間は各家庭によって異なりますので、時間を確認し厳守をお願いします。
- 保育所の利用は、原則、認定された事由（就労（就学）、妊娠・出産など）での利用になります。
- 仕事がお休みの日は、原則として家庭での保育をお願いします。
- 保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、保育所の利用について、保育所までご相談ください。その際の保育時間は午前8時30分から午後4時30分まで（土曜日は8時30分から正午まで）の中で必要な範囲となります。また、緊急連絡先を明確にお知らせください。
- 出入の時は、安全のため門扉上部の止め金を必ずかけましょう。
- 自動車や自転車には鍵をかけ、貴重品は手離さないようにしましょう。
- 自動車や自転車での送り迎えは、保育所近辺の住民の方に迷惑がかからないようご配慮ください。
- 保育所駐輪場に自転車を置いて出勤しないようにお願いします。
- お子さんが自分の自転車に乗って登所することは禁止しています。
- 駐車場は2台分ありますが、徒歩、自転車での登所が可能な方はご協力ください。また、できるだけ短時間でのご利用をお願いいたします。
- 家から玩具、絵本、食物などは持って来ないでください。またカバンにキーホルダーなどはつけないようにしましょう。
- 降所時は、お子さんと一緒に部屋を出るようにし、通園カバンをかけたまま園庭などで遊ばないようにしましょう。
- 勤務先、勤務時間、住所、電話番号、その他家庭状況の変更などありましたら、速やかにお知らせください。
- 髪をくくるゴムは、硬い飾り（ぶつかった時や落ちた時に危険）や輪ゴム（誤飲の恐れ）のような物は控えて、シンプルなゴムでお願いします。また、活動しやすい服装で登所しましょう。
- 4、5歳児クラスは、献立表に合わせてスプーンを持って来ていただきますようお願いいたします。
- おたよりなどの配布物は個人用ファイルに入れますのでご確認ください。
- 保育所での様子が分かりやすいように写真を掲示していることがあります。保育所の様子を伝えることが目的で販売用とは異なります。
- 子供の爪はこまめに点検をお願いします。

31. 夜間、日・祝日等の緊急時の連絡先について

夜間、日・祝日等に、保育所に緊急に連絡すべき事項が発生した場合については、下記の連絡先までお願いいたします。

『緊急時連絡先 0798-35-3151（西宮市役所衛士室）』

※西宮市役所衛士室から担当課、各保育所への連絡体制をとっております。

